

新旧対照表

○教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則（平成二十一年千葉県教育委員会規則第一号）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第九条の二の規定による免許状の有効期間の更新及び延長並びに第九条の三の規定による免許状更新講習並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条の規定による更新講習修了確認等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許状の有効期間の更新申請)</p> <p>第二条 免許法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類（同条第三項の規定により同法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習を受ける必要がないものとする免許管理者の認定を受けて有効期間の更新を受けようとする者にあつては、第二号に掲げる書類に限る。）を添えて千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）</p> <p>二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類（免許状更新講習の免除対象者）</p> <p>第三条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員（免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他県教育委員会又は市町村の教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。</p> <p>2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第九条の二の規定による免許状の有効期間の更新及び延長並びに第九条の三の規定による免許状更新講習並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条の規定による更新講習修了確認等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(免許状の有効期間の更新申請)</p> <p>第二条 免許法第九条の二第一項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類（同条第三項の規定により同法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習を受ける必要がないものとする免許管理者の認定を受けて有効期間の更新を受けようとする者にあつては、第二号に掲げる書類に限る。）を添えて千葉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 免許法第七条第四項に規定する証明書（以下「免許状更新講習（修了）（履修）証明書」という。）</p> <p>二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類（免許状更新講習の免除対象者）</p> <p>第三条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員（免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）をしていた者であつて、指導主事、社会教育主事その他県教育委員会又は市町村の教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。</p> <p>2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p>

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

イ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）

ロ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）であって、免許法施行規則第六十一条の四第四号ホの規定により文部科学大臣が指定したもの

二 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の役員

三 社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）の役員

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として県教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等（普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の十年前の日以後に受けたものに限る。）とする。

（免許状の有効期間の延長申請）

第四条 免許法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書（別記第二号様式）にその者が当該免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

（免許状更新講習を受講できる者）

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

イ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）

ロ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）であって、免許法施行規則第六十一条の四第四号ホの規定により文部科学大臣が指定したもの

二 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）の役員

三 社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）の役員

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として県教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）が別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等（普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の十年前の日以後に受けたものに限る。）とする。

（免許状の有効期間の延長申請）

第四条 免許法第九条の二第五項の規定により普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書（別記第二号様式）にその者が当該免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

（免許状更新講習を受講できる者）

第五条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であって、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ 独立行政法人（免許状更新講習規則第九条第一項第三号ホの規定により文部科学大臣が指定したものに限る。）

二 学校法人の役員

三 社会福祉法人の役員

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

（免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者）

第六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。）附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であって、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員

第五条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であって、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ 独立行政法人（免許状更新講習規則第九条第一項第三号ホの規定により文部科学大臣が指定したものに限る。）

二 学校法人の役員

三 社会福祉法人の役員

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

（免許状更新講習の修了確認を受けなければならない者）

第六条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。）附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であって、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となっているもののうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員

三 社会福祉法人の役員

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認申請)

第七条 改正法附則第二条第二項に規定する更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（別記第三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(改正法附則第二条第三項第三号の確認申請)

第八条 改正法附則第二条第三項第三号の確認を受けようとする者は、改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(免許状更新講習の修了確認期限の延期申請)

第九条 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期を申請しようとする者は、修了確認期限延期申請書（別記第五号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(免許状更新講習が免除される旧免許状所持現職教員)

第十条 改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であって、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となっているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

三 社会福祉法人の役員

四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習の修了確認申請)

第七条 改正法附則第二条第二項の規定により更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書（別記第三号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(改正法附則第二条第三項第三号の確認申請)

第八条 改正法附則第二条第三項第三号の確認を受けようとする者は、改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

一 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

二 申請者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類

(免許状更新講習の修了確認期限の延期申請)

第九条 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期を申請しようとする者は、修了確認期限延期申請書（別記第五号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(免許状更新講習が免除される旧免許状所持現職教員)

第十条 改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、教育職員をしていた者であって、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているものとする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 教育職員をしていた者であって、教育委員会の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大学法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員となっているものうち、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

<p>二 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員</p> <p>三 社会福祉法人の役員</p> <p>四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者</p> <p>3 改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等（改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限の十年前の日以後に受けたものに限る。）とする。</p> <p>（免許状更新講習の免除申請）</p> <p>第十一条 改正法附則第二条第五項の認定を受けようとする者は、免許状更新講習免除申請書（別記第六号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>	<p>二 学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員</p> <p>三 社会福祉法人の役員</p> <p>四 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として教育長が別に定める者</p> <p>3 改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣、県教育委員会若しくは千葉市教育委員会又は教育長が別に定める団体が行う表彰等のうち、教育長が別に定める表彰等（改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限の十年前の日以後に受けたものに限る。）とする。</p> <p>（免許状更新講習の免除申請）</p> <p>第十一条 改正法附則第二条第五項の認定を受けようとする者は、免許状更新講習免除申請書（別記第六号様式）にその者が普通免許状又は特別免許状を有することを証する書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>
--	--